

第123期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制……………	1 頁
会社の支配に関する基本方針……………	2 頁

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書……………	3 頁
連結注記表……………	4 頁
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)…	10 頁

計算書類

株主資本等変動計算書……………	11 頁
個別注記表……………	12 頁

本内容は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト
(<https://www.ntn.co.jp>)に掲載することにより株主の皆様提供しております。

NTN 株式会社

業務の適正を確保するための体制

当社が、取締役会で決議した内部統制システムに関する基本的な考え方（内部統制基本方針）は以下のとおりです。

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書規程等の社内規程に従い、法令上保存を義務づけられている文書、決裁書及び重要な会議録・資料については、適切に保存・管理できる体制を整える。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する基本方針及びリスク管理規程を制定し、NTNグループの経営に大きな影響を与えるリスクの特定、分析、評価、対応を定期的に確認するために、リスク管理委員会を設置する。
NTNグループの経営に大きな影響を与えるリスクについては、リスク毎に管理責任者と推進部署を決定し、推進部署がリスク低減に取り組む。不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程により対策本部を設置し、社内及び社外の専門家の意見も取り入れ、迅速な対応を行い、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。
- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、執行役を任命し、執行役毎に業務の担当を決定し、責任の明確化を図ると共に、執行役の業務執行のモニタリングを行い、監督する。
 - ・各執行役は職務分掌及び与えられた権限に基づいて各部門の責任と権限の明確化を行い、業務が効率的に執行される仕組みを整備すると共に、自己の職務の執行状況について、取締役会等の重要会議にて報告する。
 - ・経営監査部は、代表執行役社長又は、監査委員会からの指示に基づき、各部門の業務内容と業務運営の実態を調査し、必要な場合は業務改善の要請を行い、代表執行役社長、監査委員会及び関係部門に対して報告を行う。
- (4) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
CSR基本方針及び業務行動規程を定め、全ての役員及び使用人は事業活動においてはこれを遵守して行動する。コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び使用人への徹底を図る。また、公正な取引を推進するために競争法遵守に関する基本規程を別途制定するとともに、代表執行役社長を委員長とする公正取引監察委員会を設置し、遵守状況の監督・指導を行う。経営監査部は、コンプライアンス（企業倫理）の状況を定期的に監査する。また、相談窓口として社内並びに社外のヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。また、関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、取締役会議事録等で子会社の職務執行に関する事項を当社に報告させ、一定の事項については、当社に承認申請を行わせることにより、子会社における当社への報告に関する体制を整える。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させる。また、リスク毎に定められた推進部署が当該リスクに関し子会社への指導を行う。不測の事態が発生した場合には、当社のリスク管理規程により対策本部を設置し、損害拡大を防止しこれを最小限に止める。
 - ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎のグループ全体の重点目標及び予算配分を定める。また、当該重点目標及び予算配分に基づく具体的な職務の執行については、当社は、関係会社管理規程に基づき、当社のグループにおける指揮命令系統を定めるとともに、決裁権限規則により権限及び意思決定に関する基準を定め、当該基準に基づき当社の決裁を得る体制を整える。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
関係会社管理規程に基づき子会社と経営管理に関する確認書等を締結することにより、当社のCSR基本方針及び業務行動規程を遵守させ、子会社の全ての役員及び使用人に対し、これらを周知徹底させる。また、コンプライアンス（企業倫理）に関する基本規程に基づき子会社の管理者を設置し、当該管理者に対し、子会社におけるコンプライアンス徹底に関する施策を実施させる。加えて、独禁法遵守規程に基づき、子会社に競争法遵守に関する指導及び監査を行う。また、相談窓口としてヘルプラインの周知を図り、その適正な運用を行う。
- (6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項及び監査委員会による当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会がその職務を補助すべき使用人が必要であると求めた場合は、経営監査部がその職務を担い、経営監査部長は監査補助者として相応しい能力・経験等を有する者を監査委員会の同意を得て任命する。その場合、経営監査部の当社の執行役からの独立性及び監査委員会による経営監査部への指示の実効性を確保するため、経営監査部長が予め任命した使用人の異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査委員会の同意を得るものとする。
 - ② 監査委員会への報告に関する体制
 - 1) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与並びに使用人が監査委員会に報告をするための体制
取締役会、経営会議及び執行役会には、監査委員が出席する。また、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査の結果、コンプライアンス（企業倫理）に関する苦情及びヘルプラインの通報の状況については都度報告する。
 - 2) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制
取締役会、経営会議及び執行役会への出席、決裁案件の確認、監査委員会監査の実施並びに子会社からの週報及び月報等により、子会社の取締役や使用人又はこれらの報告を受けた者から監査委員会に対し報告がなされる体制を確保する。

- ③ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
法令や社内規程等に違反する行為について報告等を行ったことに対し不利な取扱いが行われた場合は、ヘルプラインを通じて速やかに是正することにより、監査委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員の職務の適正な執行のために生ずる費用や債務については、当社が全額を負担し、その処理については必要に応じて監査委員会と協議する。
- ⑤ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査委員は、代表執行役社長と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題、監査委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見の交換、及び必要な要請を行う。また、経営監査部及び会計監査人と定期的な会合をもち、監査の効率化を図る。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会等の重要な会議録及び判決書等の重要な文書類については、関係法令や社内規程に従い、適切に保存・管理しております。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に則り、定期的にリスク管理委員会を開催し、当社グループの経営に大きな影響を与えるリスクについて、リスク毎に担当執行役と推進部署を明確にするとともに、優先的に対応するリスクへの対応状況等について、確認を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に対しては、中央対策本部を設置し、情報共有と対応方針の審議を行い、損害拡大の防止に努めました。対応方針に従った各事業場における新型コロナウイルス感染症への対応は現在も継続しています。
- (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
執行役毎に業務の担当を決定し、責任の明確化を図っております。当期は、毎月1回開催される執行役会に監査委員が出席し、執行役の業務執行状況のモニタリングを行いました。各執行役は与えられた権限の範囲で行った職務の執行状況について取締役会等に報告しています。また、経営監査部は、代表執行役社長、監査委員会及び関係部門に対して内部監査の結果を都度報告し、業務改善の提案を行いました。
- (4) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
内部統制基本方針、リスク管理に関する基本方針及びC S R基本方針に則り、役員及び従業員に対してコンプライアンス（企業倫理）を徹底させ、コンプライアンスリスクを低減するため、コンプライアンス推進活動管理規程を制定し、コンプライアンス推進活動の体制を定めています。同規程に則り、定期的にコンプライアンス委員会を開催し、重要なコンプライアンスリスクに関する対応方針や活動計画の審議及び対策の進捗状況の確認を行っています。独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法に関するリスクについては、半期毎に公正取引監察委員会を開催し、遵守徹底に関する活動実績と計画を確認するとともに、その内容（コンプライアンス意識強化のための各種施策、自己監査及び内部監査を中心としたモニタリング活動）に対する監督・指導を行っています。コンプライアンスに関する教育・啓発活動の成果を評価するための意識調査を継続的に実施しています。また、経営監査部は、定期的の実施している監査を通じてコンプライアンスの状況も監査し、課題等を発見した場合は、業務改善の提案を行っています。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に定める主管部署が、子会社に対する経営指導を適宜行い、重要事項の承認・報告手続きをすることで、子会社管理の強化を図っています。また、特に海外については、各地区の総支配人室に設置している内部統制課が、内部統制システムの運用と強化の役割を担っています。業務運営の実態を調査する本社の経営監査部及び各内部統制課は、主要な子会社（18社）に対し内部監査を実施しました。

(注) 2022年4月1日付で、各地区総支配人室の内部統制課は企画・内部統制部に組織変更しました。
- (6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員は、取締役会、経営会議及び執行役会のほか、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び公正取引監察委員会に出席し、情報共有を図るとともに、必要に応じて意見を述べています。監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会と内部監査部門の連携を強化するため、新設した経営監査部から任命しています。また、定期的な代表執行役社長との意見交換や会計監査人及び経営監査部との情報交換を行い、監査の効率化を図っています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、当社の財務及び事業の内容を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。当社が上場会社である以上、基本的には当社株式の大規模買付も自由であり、最終的には株主の皆様ご自身が判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的や手法等に鑑み、専ら大規模買付者自らの利益のみを追求しようとするもの、対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、または対象会社の取締役会が代替案等を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さないものも想定されます。

このような大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような大規模買付者に対して、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見表明等の情報開示を行い、株主の皆様の検討のための情報と時間の確保に努め、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を適宜開催する等、法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 首残高	54,346	67,970	52,786	△ 782	174,321
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			7,341		7,341
自己株式の取得				△ 92	△ 92
自己株式の処分				8	8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,341	△ 83	7,257
2022年3月31日 期末残高	54,346	67,970	60,127	△ 866	181,578

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日 首残高	8,646	△ 6,865	△ 5,575	△ 3,794	13,224	183,751
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						7,341
自己株式の取得						△ 92
自己株式の処分						8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 7,601	22,890	4,777	20,066	5,350	25,416
連結会計年度中の変動額合計	△ 7,601	22,890	4,777	20,066	5,350	32,674
2022年3月31日 期末残高	1,044	16,025	△ 797	16,272	18,574	216,425

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………59社

主要な連結子会社の名称

株式会社NTN袋井製作所、NTN BEARING CORP.OF AMERICA、NTN-SNR ROULEMENTS

なお、持分法適用関連会社であった平鍛造株式会社は当社が株式を追加取得したため、連結の範囲に含めております。

また、NTN Europe Holdings SASは新規に設立したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社NTN羽咋製作所、株式会社NTN志賀製作所

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産合計額、売上高合計額及び当期純損益のうち持分に見合う額の合計額、利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数……………10社

主要な会社等の名称

東培工業股份有限公司、台惟工業股份有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

株式会社NTN羽咋製作所、株式会社NTN志賀製作所

(関連会社)

NTN-CBC(AUSTRALIA)PTY LTD.、太倉置田鍛圧有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社……………定額法

在外連結子会社……………主として定額法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 製品補償引当金……………当社グループの製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び当社の連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、補修市場向け、産業機械市場向け及び自動車市場向けの軸受、等速ジョイント及び精密機器商品等の製造販売を主な事業としております。顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利スワップ、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引、外貨建貸付金及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

ニ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

ホ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

1. 新型コロナウイルス感染拡大にかかる会計上の見積りについて

新型コロナウイルスの感染症の影響については、翌連結会計年度以降においては改善すると見込んでおりますが、今後の広がりや収束時期など不確実性が高い事象であることから、重要なリスクとなる可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。またこの適用の結果、従来の方法に比べて当連結会計年度の売上高及び売上原価が5,005百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益には影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

【重要な会計上の見積り】

1. 固定資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した減損損失	601百万円
有形固定資産	265,797百万円
無形固定資産	44,029百万円

当社グループは、損益報告や事業計画などの企業内部の情報、経営環境や資産の市場価値などの企業外部要因に関する情報に基づき、資産又は資産グループ別に減損の兆候の有無を確認し、企業環境の変化や経済事象の発生によりその帳簿価額の回収が懸念されているかなど、減損損失の認識を判定しております。この判定により減損損失を認識すべきと判断した場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額処理しております。

減損の兆候があるものの割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産又は資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判定した会社等において、割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画に含まれる販売数量の拡大及び最終的な処分から見込まれる不動産の売却価値です。

経営・市場環境といった企業外部要因等の変化により、これらの仮定が変更された場合には、翌連結会計年度においても減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,712百万円
土地	7,180百万円
投資有価証券	1,372百万円
合計	11,265百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	27,000百万円
合計	27,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 839,519百万円

(3) 国庫補助金等受入

国庫補助金等の受入による圧縮記帳額は、建物及び構築物339百万円、機械装置及び運搬具67百万円、土地773百万円、その他0百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(4) 偶発債務等

(保証等)

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っております。

PT. Astra NTN Driveshaft Indonesia	707百万円
合計	707百万円

(訴訟等)

① 当社及び欧州の連結子会社2社は、仏国リヨン商業裁判所 (Tribunal de Commerce de Lyon) においてRenault S.A. 及び同社のグループ会社計15社 (以下、「ルノー」) より損害賠償額6,670万ユーロ (暫定額) を支払うよう求める訴訟の提起を受けております。なお、ルノーは損害賠償請求額を、2020年12月に3,250万ユーロ (暫定額) に変更し、2022年4月に5,830万ユーロ (暫定額) に変更しました。

この訴訟は、2014年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、ルノーが損害を被ったとして提起されたものです。

② 当社グループは、独占禁止法違反行為に関連して、今後、損害賠償請求を受ける可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。なお、その結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

給料及び手当	34,926百万円
運搬費	16,161百万円
業務委託費	11,023百万円
研究開発費	10,466百万円
退職給付費用	1,526百万円

(2) 有形固定資産売却益

当連結会計年度において、有形固定資産売却益3,850百万円を特別利益に計上しております。その内訳は、当社の本社土地・建物の売却益3,729百万円、その他120百万円です。

(3) 独占禁止法関連損失

当社は、各国当局による独占禁止法違反に関する調査等に関連して、一部顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、和解金を支払うことを決定いたしました。これらの和解に伴い、当連結会計年度において2,928百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

(4) 減損損失

当社グループは、製造用資産については管理会計上の事業区分に基づく工場等をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社及び営業用資産については共用資産としてグルーピングし、今後使用見込の無い資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

下表の資産は、収益性の悪化等により、当連結会計年度において、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額601百万円を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、売却や他の転用が困難な資産については0としております。また、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	製造設備他	建物及び構築物	12
		機械装置及び運搬具	338
		建設仮勘定	228
		有形固定資産(その他)	21
合計			601

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式…………… 532,463,527株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金を銀行借入により、長期的な設備投資、投融資資金等を銀行借入及び社債発行等により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理に関する社内規程等に従ってリスク低減を図っております。

当社グループにはデリバティブ業務に関する取引限度額及び報告義務等を定めたデリバティブ取引管理要領があり、この要領に基づいてデリバティブ取引が行われております。デリバティブ取引は、外貨建債権・債務に係る将来の為替相場変動によるリスクの回避と社債及び借入金に係る将来の金利変動によるリスクの軽減を目的に、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利オプション取引及び金利スワップ取引を利用する方針を採っており、当連結会計年度に利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引であります。なお、投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券(*2)	4,836	4,836	0
資産計	4,836	4,836	0
(2)社債	80,000	81,672	1,672
(3)長期借入金	179,802	178,832	△969
負債計	259,802	260,504	702
デリバティブ取引(*3)	(2,417)	(2,417)	—

(*1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	19,843

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	4,835	—	—	4,835
デリバティブ取引 通貨関連	—	(2,417)	—	(2,417)
資産計	4,835	(2,417)	—	2,419
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	—	1	—	1
資産計	—	1	—	1
社債	—	81,672	—	81,672
長期借入金	—	178,832	—	178,832
負債計	—	260,504	—	260,504

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は取引所等の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している上場株式以外の株式は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利通貨スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 372円70銭
 (2) 1株当たり当期純利益…………… 13円83銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは補修市場向け、産業機械市場向け及び自動車市場向けの軸受、等速ジョイント及び精密機器商品等の製造販売を主な事業内容としております。なお、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りです。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	米州	欧州	アジア他	
補修	26,436	26,907	35,293	23,558	112,196
産業機械	47,145	28,173	29,074	21,711	126,104
自動車	113,272	122,482	74,868	93,099	403,722
合計	186,854	177,563	139,236	138,369	642,023

(注) 1. 金額は、外部売上高で表示しています。

2. 報告セグメントに属する主な国又は地域…………… 米州 : アメリカ、カナダ、中南米
 欧州 : ドイツ、フランス、イギリス等
 アジア他：中国、タイ、インド等

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨) (ご参考)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,956	36,473
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,512	△ 17,938
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,300	54,671
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,042	2,878
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 25,788	76,084
現金及び現金同等物の期首残高	147,249	71,165
現金及び現金同等物の期末残高	121,460	147,249

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2021年4月1日 首残高	54,346	67,369	67,369	8,639	2,370	△ 7,269	3,739
当事業年度中の変動額							
買換資産圧縮積立金の取崩し					△ 98	98	—
当期純利益						21,629	21,629
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)							
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 98	21,728	21,629
2022年3月31日 期末残高	54,346	67,369	67,369	8,639	2,271	14,458	25,369

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2021年4月1日 首残高	△ 782	124,673	8,640	△ 130	8,509	133,183
当事業年度中の変動額						
買換資産圧縮積立金の取崩し		—				—
当期純利益		21,629				21,629
自己株式の取得	△ 92	△ 92				△ 92
自己株式の処分	8	8				8
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)			△ 7,580	130	△ 7,449	△ 7,449
当事業年度中の変動額合計	△ 83	21,546	△ 7,580	130	△ 7,449	14,096
2022年3月31日 期末残高	△ 866	146,219	1,060	—	1,060	147,279

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの… 期末日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法…時 価 法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）…定 額 法
無形固定資産（リース資産を除く）…定 額 法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。
リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒経験率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
製品補償引当金……………当社の製品において、今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、その発生予測に基づいて算定した金額を計上しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。
ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する
当社は、補修市場向け、産業機械市場向け及び自動車市場向けの軸受、等速ジョイント及び精密機器商品等の製造販売を主な事業としております。顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
ヘッジ会計の方法……………ヘッジ取引の会計処理としては、繰延ヘッジを採用しております。振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。また、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理によっております。ヘッジ手段としては為替予約、金利スワップ、金利通貨スワップを使用し、外貨建取引、外貨建貸付金及び外貨建借入金の為替相場変動によるリスクと変動金利の借入金の金利変動によるリスクの回避を目的に行っております。
連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る

税効果会計の適用…………… 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大にかかる会計上の見積りにについて

新型コロナウイルス感染症の影響については、翌事業年度以降においては改善すると見込んでおりますが、今後の広がりや収束時期など不確実性が高い事象であることから、重要なリスクとなる可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。またこの適用の結果、従来の方法に比べて当事業年度の売上高及び売上原価が554百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益には影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した減損損失	－百万円
有形固定資産	84,394百万円
無形固定資産	35,953百万円

当社は、損益報告や事業計画などの企業内部の情報、経営環境や資産の市場価格などの企業外部要因に関する情報に基づき、資産又は資産グループ別に減損の兆候の有無を確認し、企業環境の変化や経済事象の発生によりその帳簿価額の回収が懸念されているかなど、減損損失の認識を判定しております。この判定により減損損失を認識すべきと判断した場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額処理しております。

減損の兆候があるものの割引前将来キャッシュ・フローが資産又は資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判定した事業所等において、割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、事業計画に含まれる販売数量の拡大及び最終的な処分から見込まれる不動産の売却価値です。経営・市場環境といった企業外部要因等の変化により、これらの仮定が変更された場合には、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	2,712百万円
土地	7,180百万円
投資有価証券	1,372百万円
合計	11,265百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	27,000百万円
合計	27,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額… 361,004百万円

(3) 国庫補助金等受入

過年度の国庫補助金等受入による圧縮記帳額は、建物221百万円、機械及び装置22百万円、土地746百万円、その他9百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

(4) 偶発債務等

① 保証等

関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証等を行っております。

NTN USA CORP.	68,855百万円
NTN-SNR ROULEMENTS	17,082百万円
NTN DRIVESHAFT, INC.	1,978百万円
その他	774百万円
合 計	88,691百万円

② 訴訟等

イ. 当社及び欧州の連結子会社2社は、仏国リヨン商業裁判所 (Tribunal de Commerce de Lyon) においてRenault S.A. 及び同社のグループ会社計15社 (以下、「ルノー」) より損害賠償額6,670万ユーロ (暫定額) を支払うよう求める訴訟の提起を受けております。なお、ルノーは損害賠償請求額を、2020年12月に3,250万ユーロ (暫定額) に変更し、2022年4月に5,830万ユーロ (暫定額) に変更しました。

この訴訟は、2014年3月19日付の欧州委員会決定の対象となった欧州競争法違反行為に関連して、ルノーが損害を被ったとして提起されたものです。

ロ. 当社は、独占禁止法違反行為に関連して、今後、損害賠償請求を受ける可能性があり、これらの請求に対して適切に対処してまいります。なお、その結果によっては当社の業績に影響を与える可能性があります。現時点ではその影響を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績及び財政状態に与える影響は明らかではありません。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金 銭 債 権	121,580百万円
金 銭 債 務	37,291百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	159,485百万円
仕 入 高	79,650百万円
営業取引以外の取引高	7,740百万円

(2) 有形固定資産売却益

当事業年度において、有形固定資産売却益3,753百万円を特別利益に計上しております。その内訳は、当社の本社土地・建物の売却益3,729百万円、その他24百万円です。

(3) 独占禁止法関連損失

当社は、各国当局による独占禁止法違反に関する調査等に関連して、一部顧客と損害賠償に関する協議を行ってまいりましたが、交渉の長期化が当社の事業に与える影響等を総合的に勘案した結果、早期に友好的に解決することが両当事者の総合的利益に適うと判断し、和解金を支払うことを決定いたしました。

当該和解に伴い、当事業年度において当社に帰属する1,462百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の数……………普通株式 1,599,787株

7. 税効果会計に関する注記

第123通期（2022年3月31日現在）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(百万円)

繰延税金資産		
退職給付引当金		12,869
関係会社株式評価損		9,229
関係会社出資金評価損		7,889
減損損失		4,677
繰越欠損金		3,465
未払費用等		1,548
貸倒引当金		918
製品補償引当金		191
投資有価証券評価損		25
その他		1,492
	繰延税金資産小計	42,307
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,696
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△35,172
	評価性引当額小計	△37,869
	繰延税金資産合計	4,437
繰延税金負債		
退職給付信託設定益		3,045
買換資産圧縮積立金		968
前払年金費用		465
その他有価証券評価差額金		394
その他		263
	繰延税金負債合計	5,137
	繰延税金資産（△は負債）の純額	△699

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	NTN TRANSMISSIONS EUROPE	所有 直接100%	NTN TRANSMISSIONS EUROPEへの資金援助、役員の派遣	資金の貸付 (注1)	969	短期貸付金 長期貸付金	2,611 6,187
子会社	NTN USA CORP.	所有 直接100%	NTN USA CORP.への資金援助、役員の派遣	資金の貸付 (注1) 増資の引受 (注2・3) 債務保証 (注4)	9,467 15,730 68,855	短期貸付金	5,617
子会社	NTN-SNR ROULEMENTS	所有 直接100%	NTN-SNR ROULEMENTSへの資金援助、役員の派遣	資金の貸付 (注1) 債務保証 (注4)	7,264 17,082	長期貸付金	11,790
子会社	株式会社 NTNセールス ジャパン	所有 直接100%	株式会社 NTNセールス ジャパンへの製品・商品の販売、役員の派遣	製品・商品の販売 (注5) 債権の譲受 (注6)	21,065 20,473	売掛金 未払費用	12,642 7,966

取引条件及び取引条件決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。
 なお、資金の貸付及び回収に係る取引金額は純額で表示しております。
2. 当事業年度において、貸付金13,318百万円について、デット・エクイティ・スワップを実施しております。
3. NTN USA CORP. の行った増資を、当社がNTN-SUDAMERICANA, S. A. 株式及びNTN BEARING CORP. OF CANADA LTD. 株式の現物出資により引き受けたものであります。
4. 子会社の銀行借入に対して債務保証を行っており、一般的な保証料を勘案した債務保証料を受領しております。
5. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
6. グループ内の債権流動化を図るため、手形債権を譲受しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	277円43銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	40円74銭

10. 収益認識に関する注記

「連結注記表 9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。